

沖縄県土木建築部建築工事等監督技術基準

制定 平成30年 1月16日 土技第 1025 号

(目的)

第1条 この技術基準は、沖縄県土木建築部工事監督要領第4条第3項に基づき、土木建築部の所掌する建築工事等の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- (1)「監督」…………… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督員等」…… 監督員とは、主任監督員、現場監督員を総称していう。
- (3)「監督の方法」… 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、検査、立会い、把握、調整）を総称していう。
 - ①指示…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ②承諾…………… 契約図書で明示した事項で、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により了解することをいう。
 - ③協議…………… 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - ④通知…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤受理…………… 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥検査…………… 契約図書に規定された工事の施工の各段階で受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者より提出された資料に基づき、監督員が契約図書との適否を判断することをいう。
 - ⑦把握…………… 監督員等が、臨場もしくは受注者が提出または提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

⑧立会い…………… 契約図書に示された項目について、監督員等が臨場し、内容を確認することをいう。

⑨調整…………… 監督員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を工事受注者等に対し指示すること。

(監督の実施)

第3条 監督員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

契…………… 工事請負契約書

適正化法…………… 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

適正化指針…………… 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項目	業務内容	条項
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 工事請負契約書及び設計図書に基づく承諾、協議、受理等</p> <p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討及び通知</p>	<p>工事請負契約書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。ただし品質計画に係る部分については、承諾する。</p> <p>「工事現場における適正な施工体制の確保等について（平成 14 年 8 月 13 日付け、土技第 502 号）」、「工事現場等における施工体制の点検要領の改定について（平成 27 年 7 月 31 日付け、土技第 547 号）」、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改定について（平成 27 年 7 月 23 日付け、土技第 506 号）」、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について（平成 27 年 1 月 20 日付け、土技第 1083 号）」により現場における施工体制の把握を行う。</p> <p>工事請負契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）、受理等について、必要に応じて現場状況を把握し、適切に行う。</p> <p>① 工事請負契約書第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行いその内容を確認し検討のうえ、必要により、「沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領」に基づき、工事内容の変更、設計図書の変更内容を定める。</p>	<p>適正化法 第 15 条 適正化指針第 2 5(3)</p> <p>契 第 9 条</p> <p>契 第 18 条</p>

	<p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	契第18条
(6) 関連工事との調整	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	契第2条
(7) 工程把握及び工事促進指示	<p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	契第11条
(8) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	<p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第44条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	
(9) 契約担当者等への報告	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者等へ報告する。</p>	契第20条
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	<p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者等へ報告する。</p>	契第21条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	<p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。</p>	契第27条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者等へ報告する。</p>	契第29条
	<p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。</p>	契第29条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者等へ報告する。</p>	契第28条
5) 部分使用の確認及び報告	<p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する</p>	契第34条
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	<p>中間前金払の請求があった場合は、出来形の確認資料に基づき出来高を確認し契約担当者等へ報告する。</p>	契第35条の2
7) 部分払請求時の出来形の確認及び報告	<p>部分払の請求があった場合は、出来形の確認資料により出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する。</p>	契第38条

8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者等への措置請求を行う。	契第12条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 工事請負契約書第48条第1項及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、出来形の確認資料により出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する。</p>	契第48条 契第49条 契第50条 契第51条
2 施工状況の検査等		
(1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を行う。</p> <p>① 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>② その他必要な事項</p>	
(2) 工事材料の検査等	設計図書において、監督員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の検査を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は検査を行う。	契第13条 契第14条
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契第14条
(4) 工事施工状況の検査等	設計図書に示された場合、一工程の施工が完了し報告された場合及び監督員の指定した工程に達した場合は、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）により確認、検査等を行う。	
(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているかを把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	
(6) 改造請求及び破壊による検査	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。	契第9条

	<p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	契第17条
<p>(7) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</p>	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に相当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	契第15条
<p>3 円滑な施工の確保</p>		契第15条
<p>(1) 地元対応</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	
<p>(2) 関係機関との協議・調整</p>	<p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	
<p>4 その他</p>		
<p>(1) 現場発生材の処理</p>	<p>受注者から発生材を引き渡される場合は、規格、数量等を確認し、その引き渡し場所について指示する。</p>	
<p>(2) 臨機の措置</p>	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p>	契第26条
<p>(3) 事故等に対する措置</p>	<p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、担当課に報告する。</p>	
<p>(4) 工事成績の評定</p>	<p>主任監督員及び現場監督員は、工事が完成したときは、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。</p>	
<p>(5) 工事完成検査等の立会い</p>	<p>原則として主任監督員、現場監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。</p>	
<p>(6) 検査日の通知</p>	<p>工事検査に先立って、契約担当者等の指定する検査日を受注者に対して通知する。</p>	